

感染症法における感染症の性格と主な対応・措置

種類	性格	主な対応・措置
1類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	・原則入院 ・消毒などの対物措置 (例外的に、建物の立ち入り制限・封鎖・交通制限などの措置もあり)
2類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	・状況に応じて入院 ・就業制限 ・消毒などの対物措置
3類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症	・特定職種への就業制限 ・消毒などの対物措置
4類感染症	動物、飲食物などを介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症 媒介動物の輸入規制、消毒、蚊・ネズミなどの駆除、物件にかかわる措置が必要なもの (政令で定めるもの)	・消毒などの対物措置 ・動物の輸入禁止
5類感染症	感染症の発生動向調査から、その結果に基づいて必要な情報を国民、医療従事者に情報提供・公開していくことによって発生、まん延を防止する感染症(厚生労働省令で定めるもの)	・感染症の動向調査 ・結果の分析、情報公開 ・情報の提供
新型インフルエンザ等感染症	新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザで、一般に国民が免疫を獲得していないことからまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの	・2類感染症相当の措置
指定感染症	既に知られている感染症の疾病(1類～3類感染症を除く)であって、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのあるもの (既知の感染症)	・健康診断、入院 ・就業制限 ・消毒などの対物措置
新感染症	人から人へ伝染すると認められる疾病であって、1類～5類感染症及び指定感染症以外の感染症の疾病で、当該疾病に罹患した場合の症状が重篤であり、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えると認められるもの (未知の感染症)	・1類感染症相当の措置

※ 厚生労働省ホームページを参考に作成